



官板

バタヒヤ新聞

文久二年正月刊

二

西垣文庫

文庫10

7362

2



特 文章10
7362
2

バタヒヤ新聞卷四 文千八百六十年八月十七日即ち

○唐土

近頃告来れる言よ據れむ普魯士の使節を唐土と條約を結
むんと欲すれど其事成ずして止ぬ何とふれむ唐土政府よ
於て之と條約を結べる時を彼使節北京に居留することを得
べし是故に唐土よてを毎よ時日を延引し其成就せざると
を欲すとふり

天津を暑氣烈しく之が爲に死にす者數ふべからず
南京の郷勇十萬餘人日を追て上海へ侵入せり
唐土の税則並に近頃定めし條約を甚穩ならず既に香港



文久二年正月刊

および北方の貿易場よても之を拒まんを欲せり

俄羅斯の使節を彼得堡より陸行して北京に到着せり

咸豐帝を未北京に回らず

廣東の近傍を洪水甚して之が爲に死にする者千餘人に至れり

○交趾

佛の水師提督カルニールを帝命を奉じて交趾に在留せり
が是より前より本地に備へたる所の兵隊を移して更は蘇士
の近傍に備へ時宜に應じて召返さん事を欲す

佛國より新に鎮臺を此地に置いて舊來の政事を改め他の諸

規則を立んとせり

○錫蘭

錫蘭より告來れるをハフガルラよても機那樹よく生長し
其新芽已に六百本に及びり又甲比丹アンテルセンを英國
よりカリサイナ草を齎來り培養して忽蕃茂せるとあり

○英吉利

英の女王を新に印土のプリンスとて國の將官より、
爵を與へり是印土にて拔群の功勞ありしを賞せるあり其
人を印土のハーレホーグヘッドプリンセスニウワブセキ
ンデルおよび英國より印土に備へし兵隊の總督ロルドセ

リデ又前よを印土のゴーフル子ウルと子ラールよ屬せる
評議官よ一て當今をロイテナントゼ子ラールとるヤ

トメスラウトラム及びプリンスハンワルレス等あり

カリヒトを埃及の亞王が近頃夥しく蘇士峽の役夫を出さ
んが爲よ非道の處置を行へるを止めんと欲せり又此地よ
在留せる英國コンセルゼ子ラールも本國政府へ言上して
彼亞王の全權を以て默加國主レセフスよ強ひて役夫一萬
人を出し蘇士峽を掘開く使んを欲せりといひ又其後埃及
より鐵道を経て數多の土人を蘇士峽へ送れり其主意を此
掘開を促さんが爲ふりと言上せり政府よても此言を聞て

土國へ言贈れりも當今蘇士掘開の爲よ恣よ役夫を出せる
とも貴國と結べる條約よ違へるとかり又近頃告來れり言
よ據れどモルンキトパサーの説よも蘇士峽を開くよ敢て
私意を用るよ無し抑此事種種の風説ありといへど予を未
之を信ぜずとかり是故よグリヒトを其事の實情を求めん
として自うら蘇士よ到り嚴しく吟味せるからん

利未不よてもグレアトエアステルンと號せる巨艦よて兵

際を加拿太よ送らんと欲し之を海上へ泛べけるが其海岸
よ觀者群聚して之を賞せり實よ此巨艦を美麗かると畫け
る如く衆目を駭らす時よ衆人衆組の兵隊と共に軍中用る

所の音楽を奏して其別後の安全を祝する聲喧し

第六月十四日波斯の特派公使ミルサリアヘルカンを英國

に到り又馬他を訪へり抑此公使の主意を第一は波斯と歐

羅巴の間は傳信機を施しイランの方へ鐵道を開き土耳其

と通し又他の一方へ鐵道を置いて印土と通せんとす又ラゴ

ランの蒸氣船を傳信機の諸具を載せベンハントリポリア

レキサンドリヤ等へ此線を施さんとして第六月二十日馬他

島へ到れり日ならずして成就せり

○佛蘭西

佛國新聞紙を見るにホントイグレアにて暹羅の使節を饗

應せし事を記せり其事を詳し述べ佛帝および皇后太子

を共に先客殿へ出て坐を占め椅子に倚り暹羅の使節を

本國の禮に従ひ殿外にて膝を屈し頭を地上に低ると數回

よして少し進み金紙を認めし所の書翰を捧出せし帝直

よ之を受とり既し此事畢れし後夕七時半に及んで使節を

巴勒へ歸りけり此時巴勒を往返せるを歐羅巴製の衣服

を着して輕轎に乗しり

巴勒外郭の垣牆を修復せしが其地を塞納の左なる海岸八

千百五十九メートル又其右の海岸を一萬五千二百二十

二メートル至れり

奥地利の公使を外國事務宰相の評議館へ傳信機を通すべ
き役所を設け又佛國諸地の都府に於ても亦速よ之を施さ
んとを欲せり

○波蘭

注肖より告來る言よ據れど本地の役人カラーフウロポル
スキの命を奉トて諸學徒よ於ても高位の僧官および大將
等へを最禮儀を盡すべし且是より後を學徒も常よモンテ
リングを佩べく決して杖を用ひべうらずと傳へ今より後
役人等之を省察し若此令よ悖れる者も速よ之を罪し放逐
せんと定めたりとぞ

○土耳其

倫敦新聞紙よいつるを土國先帝の行狀を更よ稱贊すべき
事ふし何とかれど此帝十六歳よして大位を踐しより歿せ
るよ至るまで身體最虚弱よて遂よ國威を墜し又教法をも
衰微せしめり然れども幸よロルドパルメルストンの輔佐
よ依て終身平穩よ過るを是帝の慶福と云べし之よ及し
て今帝を其氣質善良よして第二世マフモウドよ似たり抑
此帝を先帝よりも思慮ありて身體も壯健ふれど定めて其
為せる所を多く土國の為よ利あるべし然れども偏よ回教
を信し歐羅巴同盟國よ悖れる政事を施せりとかり

ハタヒヤ新聞卷五 文久八年辛酉年八月十四日即ち

○荷蘭

ハールレムの工場よも數多の人遊覽して之を賞せり是
此工場へ送來れる物品の美麗よして其位置も適宜ある
よ由てふり此工職の長官とするもの其工場を製造せる工
作社中の名譽とふるべき法を立る事よ就て止とを得ず同
意せしが真よ中心より同意せることを見へず
此工場の費用を其遊覽の人とよ之を出さしむ其例火
曜日および金曜日よも五十占士よ定め土曜日よも一才其
他の日よも二十五占士あり

此遊覽を第六月二十四日を始とせらるる此日遊覽のもの其
數二百四十人第二十五日よも千五百四十二人第二十六日
よも千四百三十六人第二十七日よも千百十三人第二十八
日よも六百人第二十九日よも千百四十七人第三十日よも
千五百二十三人第七月一日よも千百四十七人第二日よも
五百七十三人第三日よも千三百六十四人第四日よも千五
百二十三人あり

○比利時

ヘ子ゴロウンのボリナゲといへる地よて新よ溝を開ける
時よ其法工職等が給金の爲よ甚害あるを以て遂よ各黨を

結びて騒亂よ及とり是よ由てモンズより軍隊を遣えり其
處置を成りむ又近頃の新聞よも此徒黨を騒亂して石を擲
ち且武器を執て闘ふよ及べるが其中數人打殺されとり然
れむ此徒黨せる工職等も遂よ憤激して大よ事端を生ずる
よ至るべりといへり

○英吉利

英國所領の印土の要用あるこの為よ近頃ブール子メン
トより四百萬の金を五分の利息よて借用せんと請ひり
が倫事よてを第七月二日よ之を許しとり但此法を他の借
財の計算よも係をらず

○佛蘭西

暹羅使官の一人其兒十二歳ふる者を携へとりホントイ子
ブリーンに於て使節官を饗應せる時、后妃を殊に此兒を
待つに厚意を以てせり。今風説に據む、此兒を遂に佛蘭西に
留らるべし。是全く佛蘭西の行儀正しき教訓に依て養育せ
んが為かり。是に於て佛蘭西よても如何して此童子を教育
せんと議せる由あり。

ユルタラモンタインと號せる新聞紙に、ミニストルリカ
ソリの説を採用せり。其説は、若歐羅巴全洲よて羅馬威尼
斯を辟門の所屬と為すことを承諾せむ。變革の謀を成就す可
ヘチナ

いとかり此言に從へむ。リカソリが説を以て善とせり。然る
にミニストルカホウルも戰を作せる意あり。之を察するに
カホウルも其軍備未整をざるを以てかり。又リカソリが説
の之に反せるも右變革の計を成就して辟門の屬地を開拓
せんが為かり。是故よりリカソリを務めて其説を主張せるが
此頃已に羅馬の寺院を改革して安全からしめんが為。其
地よ赴んことを欲す。ユルタラモンタインよも最此末尾の説
を信用して即リカソリの言と同意せり。此説を以て考ふれ
む。以大利代人の決定しざる貯金を實に西教徒に對して軍
を出さんと欲せるからん。

本年第五月二十八日ホンメテルニスよりミニストルトウ
 へ子ル^{オーストリア}の世俗法徒の言を告さるる又此言を政府より告來
 れり又奧地利の赴きし使節のいへるも奧國へ到着する前
 へ彼政府よと全く其賣買の便利とあるべき規則を定め
 然して嚴重の騷亂を平げんとせり其騷亂を昨年秋冬の間
 へ當りて以大利國を鎮めんと欲せし事あり又此使節のい
 へるを羅馬のある佛國所有のものを以て奧佛是班牙通用
 のものと成んとせる由かり然してミニストルトウへ子ル
 の此説を拒めるとも亦分明あり
 評議官も此末の一説よ就て諸民甚確實ある證據を出せる

よ依て最ハーヒンを以て突資と為せり此ハーヒンを國內
 新聞の總督かりし曾て海峽評議の時大敗北を取れる
 者あり諸民又ドンコイコトといへる落魄せる義勇の人と
 共よハーヒンの事を以て舊來新聞紙を讀める社中の人よ
 之を語れり

ユルタラモンタインよを再其代人より一般に此事を許せ
 しとを記載せり果して此事實説ならむ此代人も少年未熟
 の人からんユルタラモンタインの説よても此代人よ因て
 此事を定めしと必差謬なきを知るべし
 右の事件も佛國の為よも利益あるとかり故に諸般の金價

悉く低下せり

案ずるは佛國よて以大利の利益を得るは由りカノハリを以て政府の執權とからむ此カノハリをガイタフランシスキス退職の後長く巴勒は留まり代人とある者あり是より前よトスカナの全權使節トナイデ子ルリといへる者同僚の長官より一難事を受とり

佛國紳士の長をリホルノよ任せしめず那不勒および佛稜^{ソレシ}よ任せしめんと欲せり是は由て之を觀れど佛國政府も既よ此兩地を以て大都會と為ざると分明あり

巴勒は在留せる亞墨利加合衆國の使節を大洋中の諸港お

よび新オルレアンス或はカルレストンの際よ當れる便捷の海路を探らんと欲して殊よ辛苦せり是佛國と合衆國の通商の為よ難事を避んとせる故あり但今日よ及んで此使節の職務よ於ても未寸功あるを見ず

○以大利

政府の新聞よも羅馬政官も猶豫せずして佛帝が終尾の評議よ押印せりといふ此評議を教官よ選舉するは法徒を以てし然してモントペルリールハン子スマルセイルレ及リコンの僧徒をして寺院中よ任せしむるをかり又云マルチニケの僧徒の説ふきを以て諸民よ於ても羅馬より猶拒め

るからんと思へり

羅馬新聞紙は法王の安全を如何にして平穩かると諸民
を爰に心を留めずといふ故に當今改革を好める人の新聞
紙よと日く法王の安全を妨ぐる諸般の虚説を以て諸民に
示せり又法王を遂に自ら裁斷の任を受て公正に職務を
以て撒丁王の説を非難せり此非難を全くヒクトルエマ子
ウル王の非難を以て根據とす是千八百五十一年來買入と
る金薔薇花の價銀を出せるを久しく日を延ぶる為ふり今
法王を數多の法徒と會話するの時を得て詳に其前日非難
せる所の説を止めざる事をいへり

又羅馬新聞紙は墨西拿政事の巨細を述ぶる書狀を以てヒ

クトルエマ子ウル王へ捧げたる事あり是細西利島の政事
甚恩惠おきとを證せんが為ふり其別書よを吾等失望のと
多し又本文の首よを吾等を仰て政府に請ひ政府より吾等
が為に配慮あらんとを欲すれども今に至るまで配慮せし
とを見ずとあり又國政の其法を得ざるが爲に吾等終年苦
しめられしを願くを官吏の職務に達せるものを選んで之
に政務を委任せんことを欲すとあり此別書の末に國財を用
ふるに際限あることを要し國中の貨幣を以て猥に虚耗せし
むれど諸民の蓄財せる心を失ひ且一般の禮儀をも修め難

きよ至るといへり右の本文を日耳曼新聞紙の首に出せり
世上よて風説せる如く法王を自筆よて是國女王イサベル
ラ及奥帝フランスヨセフよ書翰を贈れり此書翰を兩獨立
國より法王の一大事件よ就て議論せるを禮謝するあり
羅馬新聞紙よを南以大利の騷亂を甚盛んよして國民次第
よ辟門よ背くといひ又民間新聞紙よを法徒よ於て全く偏
固よ此事を處置し然して人の思へるよりも夥しく那不勒
を惠むといへり又多靈政府をゼラールルジニを那不
勒よ遣をすとを肝要とす此人南方諸州よある軍卒の大將
とあらんが爲よ既よ彼地へ赴き一諸民よ於てを佛國軍

隊の羅馬より退きてポールボンス人の羅馬首府よ關係す
るもの其威權を失へる後あらでを人心平穩なる可らずと
思へるあり

○日耳曼

使節館よ於てギクシより其諸使節よ告るをアポニー侯既
よ第六月二十四日支配官會合して作る所の上書を以て維
也納よ到り三十日まで漠然として其答を待居るが若匈
牙利の使節を受ると皇帝の心よ相合せんよを當日已よ皇
帝より答書を以て支配官等が會合せる處よ贈りよるべし
ギクシを封印よする答書を受て之を披き使節館の掌書官

を以て之を讀む此答書よを皇帝の名を記し又巴倫^{ハロン}へイ
および執權センデニーも共よ其名を列しとり此答書よ皇
帝の云へるを我よ歸すべき贈物を受るの規則を支配官等
よ於て否みとると吾よ在りてを甚快とせず然れども此事
を支配官等の好みよりを教師の信實なる詞よ從をざるを
得ずとふり皇帝又此上書を大よ誤りあるが故よ之を采り
用おす其會合せる支配官を諫むるよ實情を以てして此上
書を改めしめ吾を王位よ在るが爲よ此贈物を受くべき理
ありと思へり

支配官等を此答書を過抑して掌書官より之を舊來の貴族

よ言上せんと決定せり

數多の外國使節英吉利の使節と共に匈牙利王の名目を帝
號よ成せる爲の上書を采り用ふること勿れと言上せり是匈
牙利の騷亂よ相通せんが爲ふりと諸人皆風説せり

諸般の新聞紙よを詳よ皇帝の匈牙利國支配官が言上を采
用おざると云しとを議政堂より起せし由を記載せり

匈牙利の遊民も是よ由て次件を悟ることを得たり彼等若務
めて之を拒んと欲せむ決して日耳曼よ於て之を防ぐこと
難うるべし又日耳曼より皇帝を援けざる事も知る可し

薩克撒各堡^{サクセクゴルク}の諸兵隊軍事よ就て普魯士と一致せしことを已

よ明白ふり即此一致せることを善とす可し是約束の如く千八百六十二年に至りて決定せんら此兵隊の集會せるもの多分そ一致の論よ決定す即一致よ決定せるもの十人よて之を拒めるもの六人あり其拒める本源を普魯士軍隊中よ歸郷の念を起せし者あるよ依る之よ反して爰よ日耳曼本國の適宜ふる防禦および利益とふるべき者あり然して薩克撒各堡領主の剛勇ふる一例あり是如何よしても國政よ係られる妬心ある事とを見へず此例を諸方よても亦相徴ふべき者あり

普魯士プロイセンと薩克撒各堡の軍隊のこよ就て一致せしを上よ記

せる薩克撒各堡軍隊の善とせし所あり又薩克撒各堡侯を殊更よ諸人と契約を定め日耳曼の防禦を成すことを望得るといへり吾等此各國の為よ互よ相助ることを證とす又一の證據よと日耳曼の大國より諸小國を助るよと其國の近傍ふる軍隊を以て扶助すべし

日耳曼所領七國の君主を常よ其國の代人とさり此代人を國の公事よ關うらずといへり此君主を是よ於て直よ集會の席を散ぜり普國の實意ふる書翰よと公事を入よ任ずるを甚善とすといへども亦惡しき事もありと見へたり

バタヒヤ新聞卷六 文久八年六月十一日第九月十四日即ち

○唐土

第八月八日廣東の報告より北京より外國人との交通を以前の如く成りたり

咸豐帝を未滿州より歸らず

北京の一揆を未穩りならず

唐土と日耳曼との條約を未調えず

澳門より葡萄牙より差越したる官吏を此地に在る警衛の

軍艦方北より行き付き汪進船を乗りて其方より到り葡國の

爲る唐土と條約を結ぶんとせり但此事を英佛の手を借ら

ざれど逆も成就か一難し何とふれど葡國政府も十三年餘
 唐土政府と爭論を爲せむあり其趣意も當今澳門にてハハ
 ンナの爲よ人足を抱ふ事并に澳門を香港と同様に其産物
 輸出の運上を差止る事よして是等を唐土人の尤嫌ふとふ
 れむあり爰よ於て澳門にて又更よ古巴の爲よ人足を抱ふ
 事を止めて亞非利加より黒奴を招うんとせり
 英領印土にて僅の給金を出し唐土人を抱へたり
 南京の一揆よ就て種々風説あれ共上海寧波邊よて恣よ奪
 掠を爲すと云ふ説のみを實ある可し
 揚子江より漢口に至る迄通商差支ありと雖も其利益少か

けれども退く衰微よ及べり

當今漢口も上海の如く一揆の勢盛んふれど之を防ぐが為
 よ外國人の警衛を受けざるを得ず

今年第四月中外國人唐土と西藏との間を通りて英領印土
 よ行んとする企も其運送の手當乏しきよ就て行なれざり

唐土諸港よりの報告よ諸所よて通商衰微し且外國人運上
 の事よ付き差起りし事あり爰よ於て外國船の往來を追々
 減せりと云ふ

外國船の武器を備へたる運上取立の蒸氣船と内地の軍船

と戦争あり一が運上船を大に敗北せり爰に於て唐土の高
人等運上役所を他へ移さんと企て一が外國の高人會合
て之を評議せり

○英吉利

ロルドストラートホルドデレドレルへを數年來土耳其
住一英國公使の役を勤め孔士但丁ミニステルに於て一大事件を取捌
けり近頃此公使の居り一役所よて諸役人會議すらく土帝
崩ト太弟新に即位せしを自國の爲を勿論歐羅巴全洲の爲
よも甚大事なり先帝を性質柔弱かれ共甚善良なる人なり
一が新帝の行狀予未之を知らず且土國在留中此事に就

て種々評議せし一が陛下の如く黙止す可らざる風説あり
然れど諸人の説は新帝を其性豪邁よして大志ある人かれ
共其近臣を皆同盟國よて取極よる制法よ悖る者多し故に
英國及び同盟諸國より新帝に肝要なる土國政事の改革を
勧めたり予輩思ふに然るときは其國中動搖せる事を之か
らる可し曾て英國を土國の獨立せんことを希ひ且他の同盟
國の盟約を守る可きことを勧めたり殊に當今の形勢よて
土國よて引受よる諸事を必ず遂げざる可らざる若此
事を惰り騒亂起るときは人皆後悔を爲す可しと又其終に
土國執政等新帝の即位に當りて其行つる政事を如何なら

んと問へむロルドオデホウセも外國事務宰相オンデルセ
クレタリスよ向て土國の使節英國の政府よ告げ新帝も外
國事務よ就て先代と同様ふる政事を為し國內の事も亦尤
善き改革を取行ふ可く且土國政事の改革よ就き尤肝要ふ
る趣意を得べし且諸人皆心を合て金貨の勘定も勿論萬事
同盟國の評議よ従ふべけれど國の幸福を開き國勢を強ふ
し得べしと告げざる由を述べり然るよガラーフハンハル
ドウチを異議あり彼往日永く土國よ在留し國內の事情を
熟知せるを以て謂らく當今土帝其政事を改革せむ國力却
て衰微すべし若し國を強大よ爲んよ土國の法よ従て行

ひ國風よ適當せざる歐巴の法制を行ふ可らずとロルト
ストラートホルト答へて云ふ予輩今日此事よ就き紛くと
して論ずるを欲せず後日詳よ之を論すべしと因てロルド
同列の者此議を止めたり

ヒヒアンを下政府よ於て當今英國よて自國の軍隊を一般
よ用お殊よ小銃の改製を評議すべし抑ウトラルトの造と
る狙撃銃を當今尤用おられ其工夫極て便利おれども是まで
用お来れる小銃を最早十二年も用おらざ此小銃損トとる
時を待ち新法の小銃よ替ふべき規則を定めんと請へり時
よ軍隊のセクレタリス并よロルドパルメルストーンいふ銃

炮の事も下政府評議官等の預る所にあらず其改革せると
否とも上政府長官等の任かり何ぞ彼等の論を待んや然れ
共ウトラルトの發明せる狙撃銃を拒むよもあらず爰に於
てヒヒアンを其説より従ひ更に論ぜざり

○佛蘭西

佛國の新聞紙中より以太利の事よ就て巴勒と維也納との往
復書翰の趣意を議論す可しといへり

佛國政府より出せる書翰を新聞紙中より記す所と更に異ふ
ると無し斯て佛國政府よて種々議論あれ共皆寛大の處置
あり

以國政府より出せる書翰を容易からざる事件あり諸事權
勢を以て為すの意あれども是議政官等の説より従て出せる書
中の旨意を主張せると見ゆ但其望を達するよも諸人の
意より悖らざる可し然らざれば以國をして徒に動搖せしめ
遂に歐羅巴全洲の大亂に至らん故に諸人能く之を熟慮せ
んとを願ふ

以國政府を再羅馬を所有と為さんを望めり若此事意の如
く遂るを得るとも更に寺院を滅せず法王の獨立を汚さず
以前の如く為す可しとぞ又佛國兵隊の羅馬を去らんを請
へり但此事を羅馬人の心を惱ますと無く其一國をして元

の如く爲さんとの意かり然れど佛帝の意よも叶ふ可し今
此諸事を以て其形勢を察するよ以國政府よて羅馬よ關係
する事件を佛國以國并よ羅馬法王共よ熟慮すべし扱當今
世の治亂興廢を屢變遷すれ共全世界を一統するよ至ても
未ど何の國よあるを知らず

佛國の兵敘利亞を去るや否土國帝崩ト此地の形勢將よ一
變せんとせり扱又以國の騷亂をカホウル死してより以來
其勢稍衰へたり然れ共以國中興の業を佛國の助よ依て復
其勢を得たり

瑞士を英國の助を得る、依て佛國よ對して烈しき處置を

為せり

亞太臘海岸よて戦争起りたり扱合衆國を最早一致合同の
國とも稱し難し此紳士輩の戦争を互よ勇を振ひ力を極め
て日夜血戦せり是迄風化盛んよ開けたる國かりしが今を
諸方よ戦争起り政事甚亂れ殊よ通商廢絶して諸人皆其害
を蒙ることを實よ憐む可きとみならずや

○以大利

多靈よりの新聞紙中よ第六月二十六日ヒクトルエマ子ウ
ル王羅馬貴族三人を饗應せるを記せり其言よエマ子ウル
王此貴族よ禮儀を述べ然して後プリンスピラムビノ及び

其友人をして羅馬國民の其意を達せんを託し且佛國の兵隊をして羅馬を退けしむれど羅馬の疑問を速に決す可しと云りピヲムビノも不幸に逢へり威尼斯の形勢如何と問ひしうむエマ子ウル王歎息して云ふ威尼斯の形勢を大に亂れしれど時を應じて之を治むるの術をくんと終に火器を用ゆるに至る可し若し止を得ずして火器を用ゆる時を予速に兵士を率て其地に出陣し之を鎮む可しと

那不勒の事情を告る書翰に從へむ甚歎息す可きこのみふり敵も味方も互に勢威を逞ふし殊にフランキス王に屬する土人も殘酷に攻められしりと又威尼斯の新聞紙に

いふ辟門人との關係せずと雖も辟門府及び其村里を皆打潰され婦女等も夥しく其害を蒙れり既アルビノ及びマルコ二府を荒廢して原野の如し爰に於て辟門の奉行サニマルチノ令を下し敵地を焼拂せんとせり

